

カルビー『おやつとの付き合い方』講演会(有料)申込書

■ご依頼主情報をご記入ください

ふりがな	
ご依頼主(施設・団体)名	
ご依頼主(団体)住所	〒 ー (最寄駅 線 駅) 都道府県 請求書送付先ですか? <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ(・開催場所住所 ・その他())
ふりがな ご連絡窓口 担当者名 (フルネーム)	<input type="checkbox"/> 教員 <input type="checkbox"/> PTA役員 <input type="checkbox"/> 勉強会ご担当 <input type="checkbox"/> その他() ※当日の同席をお願いします
平日9:00~17:00に連絡 できるTEL・FAX	■TEL () ー ■FAX () ー
パソコンのメールアドレス ※メールで資料などをデータ送 信しながら打合せを進めます	@

■希望する開催条件についてご記入ください

開催希望日 ※午前10~12時、午後1~5時 の時間が基本です 保護者:60分、学生:90分です	第1希望: 月 日() 時 分 ~ 時 分
	第2希望: 月 日() 時 分 ~ 時 分
	第3希望: 月 日() 時 分 ~ 時 分
開催場所住所 連絡先	(上記住所と異なる場合のみ記入) (最寄駅 線 駅) 〒 ー ビル・建物名 TEL ー ー
会場 ※準備・片付けに前後30分使 用可能な会場をお願いします	階 室 ※講師がパソコンを持ち込みます。マイク、プロジェクター、スクリーンをご準備ください
聴講人数 ※保護者30名から。先生もご いっしょの場合は保護者30名+ 先生の人数でお考えください	保護者 名 / 学生 名 ●聴講者に参加費の徴収は? <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない ●貴団体の販売がありますか? <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
お申込理由 ※講演会名称や目的(ねらい) など具体的に記入ください	
ご要望や質問など ※任意記入	

※講演会実施後に請求書(講演料+交通費(必要な場合、宿泊費))を発行しますので振込をお願いします。(振込手数料はお客様ご負担)
※交通費は、講師のいる事業所最寄駅からご依頼主最寄駅(バス含む)まで在来線(片道2時間以上の場合は新幹線など有料特急列車を使用)での往復交通費です。

※弊社事業所最寄駅は東京駅、宇都宮駅です。申込書を受け取り後、見積金額をお知らせいたします。

お申し込みは下記までFAXをお願いします

個人情報の取り扱いについては、Webサイト上の個人情報保護方針 (<http://www.calbee.co.jp/privacy/>) に基づきます。

お申込先:カルビー・スナックスクール事務局

FAX 028-667-8139

【お問い合わせ先】

TEL:028-667-8138

※月~金曜日(祝日を除く)9:00~17:00

～カルビー『おやつとの付き合い方』講演会 申込条件～

カルビー株式会社では、小学校での食育授業「カルビー・スナックスクール」を2003年から社会貢献活動として進めてまいりました。近年、小学校以外にも、教育委員会、学校関係（大学、専門学校など）、市民講座、行政のフェア、企業、保護者のみなさま等多方面から開催のご依頼をいただいております。そこで、より多くのお客様の声にお応えするため、広く食育事業を推進するための取り組みとして講演会（有料）を行うことにいたしました。

つきましては、下記の申込条件をお読みいただき、ご同意いただける方のみお申し込みください。なお、お申し込みいただいた場合には、以下の諸条件に同意いただいたものとみなします。

なお、カルビーの同業者の方からのお申し込みなど、当社の判断により、お断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。

1. 録音・録画・写真撮影等について（参加者による撮影について）

- ・主催者（申込者を含む）・受講者など参加者による本講演会の録音、録画は固くお断りいたします。なお、写真撮影は、カルビーの事前の承諾を得たうえで行ってください。その際、講師の撮影はかまいませんが、講演資料・スライドの撮影は固くお断りいたします。
- ・主催者の実施記録として、カルビーが事前に承諾した主催者のWEBサイトや広報誌に実施風景の写真を掲載することは問題ありません。

（カルビーの撮影について）

- ・カルビーは、社内記録・社外広報・WEB掲載用として、参加者の方の顔がわからないように後方から実施風景の写真撮影を行います。あらかじめご了承ください。

（リアルタイム中継・配信について）

- ・別会場への講演会の同時中継や、インターネットによるリアルタイム配信は固くお断りいたします。

2. 知的財産権について

- ・講演内容を含め、講演会に関する著作権およびその他の知的財産権はすべてカルビーにあります。カルビーの事前の承諾を得ない講演録の作成、印刷、発行、配布などは固くお断りいたします。
- ・主催者の実施記録として、講演要旨が必要な場合はあらかじめカルビーにご相談ください。

3. 試食、おみやげ、商品販売について

- ・試食、おみやげはございません。
- ・商品販売はいたしません。

4. 講演会運営等について

- ・講演会が含まれるイベント等の内容について、お申し込みされるまでにその旨をお知らせください。また、聴講者から参加費を徴収する有料の講演会である場合、政府や地方公共団体又はこれらの関連団体等から講演会を行なうことを条件に補助金等の交付を受ける場合または前後に他団体の商品やサービスの販売や勧誘がある場合も、お申し込みされるまでにその旨をお知らせください。
- ・参加者から社会通念上相当と思われる額より著しく高い参加費を徴収する行為、講演会の前後にカルビーのブランドイメージを損なうような他団体の商品やサービスの提供および勧誘行為、その他のカルビーのブランドイメージを著しく損なうおそれのある行為につきましては、固くお断りいたします。

5. 契約の成立・中途変更・キャンセルについて

- ・ご依頼主様がカルビーに申込書を送信したときに、ご依頼主様において「1. 録音・録画・写真撮影等について」および「2. 知的財産権について」の条件にご同意頂いたものとみなします。
- ・ご依頼主様から申込書を受領後、カルビーが別途電子メールで本お申し込みを承諾したときに 本申込条件に従い契約が成

立します。

- ・主催者都合による日時・場所の変更およびキャンセルにつきましては、
31日前まで：交通費（実費）
30日前から当日まで：交通費（実費）+ 講演料100%
をお支払いいただきます。あらかじめご了承ください。

6. 不可抗力について

- ・地震・台風などの自然災害・交通通信機関のマヒ・事故など、主催者（申込者を含む）およびカルビーが予期せぬ事態により講演会を行うことが難しい場合には、やむなく講演会が中止となる場合がございます。この場合、主催者およびカルビーは本契約の不履行による損害賠償義務を免れるものとします。

7. 契約解除について

- ・主催者またはカルビーがつぎの事項に該当する場合、相手方はなんらの催告も要せずただちに本契約を解除することができるものとします。また、次の事項に該当する当事者の、解除した当事者に対する債務は、すべて支払い期限が到来します。
 - 一 破産の申立、民事再生、会社再生手続きまたは、特別清算等の開始の申立を受け、もしくは自らこれを申し立てたとき
 - 二 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立または公租公課の滞納処分を受けたとき
 - 三 支払停止または支払不能の状態に陥ったとき、または手形、小切手の不渡り処分を受けたとき
 - 四 監督官庁から営業許可取り消しまたは停止等の処分を受けたとき
 - 五 甲または乙の競業者が直接または間接に相手方の株式の過半数を取得し、または、その他の方法により相手方の支配権を獲得したとき
 - 六 本件契約締結日以降に、合併もしくは買収され、または、重要な事業が譲渡もしくは移転されたとき
 - 七 本申込条件に違反したとき

8. 反社会的勢力との取引排除について

- ・主催者（申込者を含む）およびカルビーは、相手方に対し、現在及び将来において、次の事項を表明し、保証します。
 - 一 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他反社会的勢力（以下併せて「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - 二 自らが法人の場合、その株主（証券取引所に上場している当事者においては、経営又は事業に実質的な影響力を有する者に限る）、役員その他実質的に法人の全部又は一部を支配する者が反社会的勢力ではないこと
 - 三 反社会的勢力が、その名目を問わず資金提供や出資を行い（証券取引所に上場している当事者においては経営又は事業に実質的な影響力を有することをもってなされるものに限る）、事業を実質的に援助していないこと
 - 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条1号に規定する暴力的不法行為等、又は同9条各号に定める、いわゆる暴力的要求行為を行わないこと

9. 責任について

- ・本講演会場内の安全確保等のため、主催者はスタッフを本講演会に常駐させるとともに、受講者への安全配慮の措置をおとりください。
- ・本講演会において受講者に損害が生じた場合および本講演会において事故や損害が発生した場合、カルビーの責めに帰すべき場合を除き、主催者がその損害を賠償し、カルビーは一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。
- ・主催者指定の施設・会場で実施した本講演会に関して第三者との間で生じた紛争等については、主催者がその費用を負担して解決にあたるものとします。

10. 協議・合意管轄について

- ・上記に書かれていない事情が生じた場合、カルビーと主催者は両方で誠実に協議し対応することとします。なお、万一、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。